

2020年12月25日
株式会社みずほ銀行

独立行政法人都市再生機構向け「ソーシャルローン」の アレンジャー就任およびローンの実行について

株式会社みずほ銀行（頭取：藤原 弘治）は、独立行政法人都市再生機構（以下、「UR都市機構」）が資金調達するシンジケーション方式のソーシャルローンのアレンジャーに就任するとともに、ローンについても本日実行しました。

ソーシャルローンとは、その調達資金を「社会的課題を解決する事業」に充当することを目的としたローンです。UR都市機構は、国際資本市場協会（ICMA）が定めるソーシャルボンド原則（※1）に準拠したソーシャル・ファイナンス・フレームワークを策定し、第三者評価機関である株式会社格付投資情報センター（以下、「R&I」）からソーシャル・ファイナンス（※2）に関する第三者評価（R&Iソーシャルファイナンスオピニオン）を本年8月に取得しました。なお、本件は、UR都市機構として、同評価を踏まえた初のソーシャルローン調達となります。

UR都市機構は、これまでも人口減少、少子高齢化、東京一極集中という経済社会構造上の大きな課題や、巨大地震や気候変動に対応するための防災、減災、老朽化対策の必要性といった、我が国が抱える社会的課題の解決に、まちづくりや住まいづくりを通じて取り組んできました。

事業環境変化により、企業にとってESGへの対応が重要な経営課題となる中、UR都市機構とソーシャルローンを含むサステナブルファイナンスの活用について協議・スキーム構築を行いました。なお、本ソーシャルローンは、その資金用途をUR都市機構が提供する我が国の社会的課題の解決に資する事業としています。

〈みずほ〉は、環境保全やSDGs達成に向けた資金の流れをつくる役割を積極的に果たしていくため、サステナブルファイナンス・環境ファイナンスの目標を設定しています。気候変動対応や脱炭素社会への移行をはじめとしたお客さまのSDGs/ESGへの取り組みを積極的にサポートしていきます。

＜案件概要＞

融 資 先：独立行政法人都市再生機構

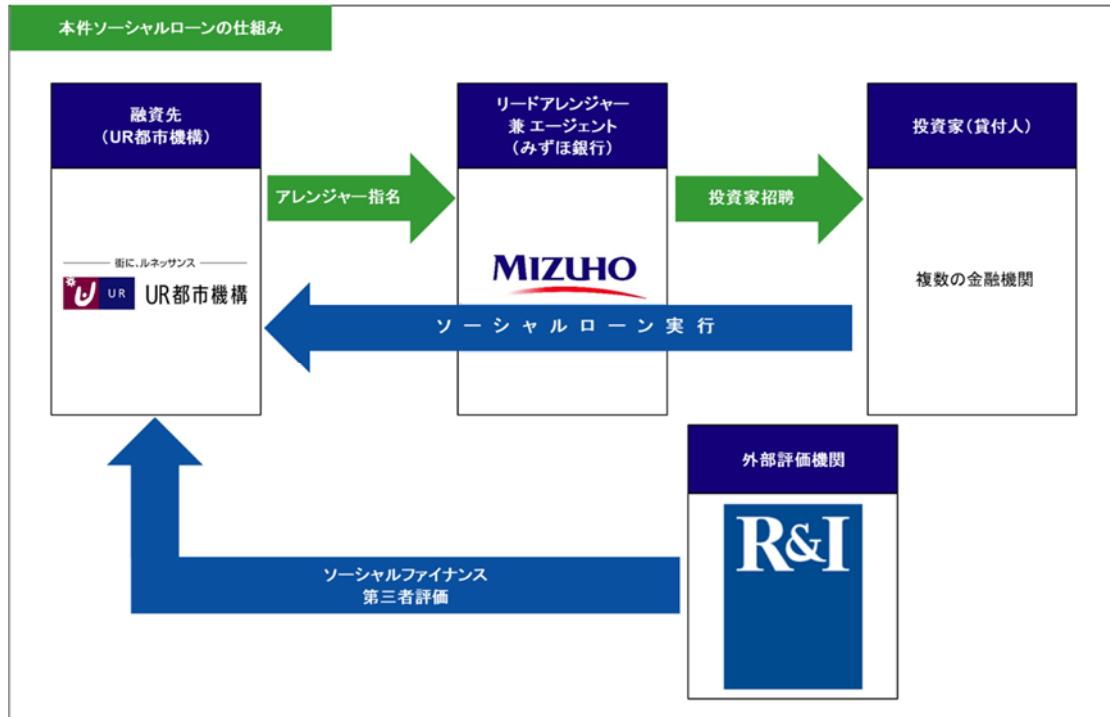
金 額：100 億円

契約締結日：2020 年 12 月 23 日

実 行 日：2020 年 12 月 25 日

ス キ ム：スキーム図参照

【スキーム図】



(※1) ソーシャルボンド原則

ソーシャルボンド市場の秩序だった発展を促進するための自主的な手続きに関するガイドランとして国際資本市場協会（ICMA）より、2017年6月に公表されたもの。

(※2) ソーシャル・ファイナンス

調達資金の使途が、社会的課題の解決に資するものであること（ソーシャル性）を有する負債性資金調達全般（ボンドやローンを内包）を指す。

以 上